

# 各会計決算を認定

平成21年度決算審査特別委員会



- ▼委員長 須貝 郁子  
 ▼副委員長 佐久間 美代子
- 萩野 比登美  
 村田 富士子  
 阿部 かをる  
 吉田 けさみ  
 堀文 雄  
 栗原 次男  
 須貝 郁子  
 佐久間 美代子

平成21年度決算の審査が決算審査特別委員会に付託され、9月8日(水)から15日(水)までの6日間にわたり、審議が行われました。

委員会の初日、市長から平成21年度普通会計の決算の概要について、歳入総額246億9,222万円(前年度比8.1%増)、歳出総額232億6,195万円(同7.9%増)の報告が行われた後、審議が行われ、埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算を初め、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業のそれぞれの平成21年度決算を認定しました。

(主な審議内容は次ページ)

## 平成21年度各会計決算額

会計名	歳入	歳出
一般会計	246億9,222万4,744円	232億6,195万4,777円
国民健康保険	61億5,652万5,290円	58億3,800万3,433円
後期高齢者医療	4億4,782万4,167円	4億4,575万3,457円
老人保健	6,040万3,588円	5,034万8,834円
介護保険	24億3,856万1,944円	23億9,198万2,136円
下水道事業	12億5,033万3,783円	12億279万2,584円
水道事業	収益的	12億7,829万21円
	資本的	3,354万9,953円

特別会計

# わこう 市議会だより No.70 2010

平成22年11月1日 編集・発行/和光市議会 議会運営委員会  
 ☎ 048-464-1111(代)  
<http://www.city.wako.lg.jp/home/shigikai.html>



## 9月定例会

### 平成21年度 一般会計決算などを認定

平成22年9月定例会が9月2日(木)から9月28日(火)までの27日間にわたって開かれました。今定例会は、市長からの報告2件、「指定管理者の指定」をはじめ、議案34件の審議を行いました。そのあらましをお知らせします。

#### 指定管理者を指定

指定管理者を次のとおり指定することについて可決しました。指定管理期間はいずれも平成23年4月1日から平成28年3月31日までです。

- 和光市民文化センター…財団法人和光市文化振興公社
- 和光市総合児童センター、和光市下新倉児童センター、和光市新倉児童館、和光市南児童館、中央保育クラブ、諏訪保育クラブ、新倉保育クラブ、白子保育クラブ、南保育クラブ、北原保育クラブ、本町保育クラブ、広沢保育クラブ、下新倉保育クラブ、南地域センター保育クラブ…社会福祉法人和光市社会福祉協議会



#### ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決)

児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の一部改正により、新たに父子家庭が対象とされたことに伴い、条例の改正をするものです。



第四次和光市総合振興計画基本構想を定めることについて(継続審査)

今後、市が目指す都市の将来像を明らかにし、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための計画です。議会では、現在特別委員会を設置し、審議中です。(詳細は10ページ)

#### 監査委員の選任

和光市監査委員の杉本武(すぎもとたけし)氏の任期が、平成22年9月11日をもって満了となり、新たに赤松裕子(あかまつゆうこ)氏を監査委員に選任することに同意しました。

## 補正予算

平成22年度の和光市一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ8億8,889万円を追加し、総額を220億820万6千円としました。主な内容は、平成23年4月開園予定の(仮称)丸山台三丁目保育園整備に対する補助を行うための1億461万9千円などです。

### 平成22年度各会計補正予算

※千の位は四捨五入

会計名	補正額	補正後の金額
一般会計	8億8,889万円	220億821万円
国民健康保険	3億2,714万円	65億5,698万円
後期高齢者医療	207万円	4億8,163万円
老人保健	1,005万円	1,597万円
介護保険	5,260万円	25億962万円

特別会計

## 報告事項

報告2件を受理しました。



●継続費の精算報告について(一般会計) 道路台帳デジタル化事業、和光消防署建設事業及び大和中学校校舎増築事業について、継続費に係る継続年度が終了したため、事業の精算が報告されました。

●平成21年度決算に係る財政健全化比率及び資金不足比率の報告について 和光市は改善を要する事項はないことが報告されました。

# 市政に対する 一般質問

9月17日から24日までの4日間、市政に対する一般質問が行われました。議員の質問の概要は次のとおりです。詳細は11月下旬、市ホームページから見ることができます。(発言順)

井上 航

(新しい風)

- 1 身近で愛される和光市  
和光市にも「ゆるキャラ」を  
道路等へネーミング公募を  
2 ふるさと納税  
3 災害対策  
4 河川の災害時利用について  
福祉避難所  
5 まちづくり  
6 駅北口区画整理事業

並木修二

(和光市民ネット)

- 1 市長公約の自己評価につい  
て  
2 行政経営方針について  
3 市民と作る財政白書につい  
て  
4 職員人件費について  
5 補助事業見直しについて  
6 国民健康保険について  
7 職員採用について

山本軍四郎

(社会民主党)

- 1 委託行政  
施設委託と管理責任について  
2 環境行政  
水銀規制条約作りと、地方自治の対応について  
3 教育行政  
知能テストの目的について  
4 福祉行政

村田富士子

(公明党)

- 1 和光市のまちづくり  
旧川越街道・白子宿を活かしたまちづくりを  
2 防災行政  
擁壁の安全確保を  
3 がん対策  
子宮けいがんワクチンに公費助成を



須貝郁子

(新しい風)

- 1 公共事業コスト横造改革  
公共工事コスト削減対策委員会の活動状況  
2 緑の基本計画  
基本計画を実現するための推進計画について



阿部かをる

(公明党)

- 1 文化芸術振興策  
「文化芸術振興基本法」と振興策の取り組み  
2 地域福祉の推進  
「孤立化や閉じこもりを防ぐ」見守り体制拡充  
3 災害時要援護者支援対策  
名簿及び個別計画の策定

熊谷二郎

(日本共産党)

- 1 まちづくり  
子どもの貧困対策を  
2 教育行政  
中学校の体育館の耐震工事の促進を  
3 行政運営  
市政運営と補助・扶助事業の見直し方針について

佐久間美代子

(日本共産党)

- 1 平和行政について  
平和祈念事業と非核平和都市宣言を  
2 国民健康保険制度の危機と改善について  
広域化の問題と国保税の引き上げの問題  
3 市民本位の下水道事業を  
下水道料金20%値上げ問題  
4 防災対策の充実について



荻野比登美

(和光市民ネット)

- 1 第四次和光市総合振興計画と予算編成  
総合振興計画に基づく政策実行の手法  
2 教育の課題  
3 平和祈念事業  
4 安心・安全なまちづくり



吉田けさみ

(日本共産党)

- 1 児童福祉  
大規模児童クラブの分離・分割の推進と設備の改善を  
保育料の値上げ方針の根拠と保護者への影響について  
2 行政  
「平成23年度の行政経営方針」の経営効率性と住民サービスの向上について

山口慶子

(公明党)

- 1 徴税行政  
生活弱者を苦しめる住民税の延滞金問題  
2 平和行政  
「非核平和都市宣言」への取り組み  
3 国際交流  
4 河川環境  
白子川水辺再生事業の進捗状況

斉藤克己

(公明党)

- 1 行政改革  
「補助・扶助事業の見直しに関する方針」  
2 都市計画と交通  
市全体の交通対策  
3 スポーツ振興  
スポーツ振興計画、スポーツ審議会  
4 窓口業務

上野君子

(日本共産党)

- 1 道路安全対策について  
歩道と車道の段差解消などについて  
2 予防医療について  
ワクチン接種などの助成について  
3 福祉行政について  
障がい者の就労の場の確保を  
4 葬祭事業について

## 決算 審査

特別委員会  
での主な質疑



## 委員会の指摘事項

決算の結果を各部・各課で検証し、次年度の予算編成に生かしてください。

一、市民との「和光市協働指針」を見直すこと。現在の市民協働推進センターの役割を明確にし、有効に機能するよう運営形態の改善を図ること

一、包括予算における予算流用は安易に行わず、緊急に必要となった予算は議会の議決に付し、予算執行の透明性を図ること

一、不用額の要因分析を各課で十分検討し、次年度の予算編成に反映すること

一、市税や使用料等の収納については、対象者の生活実態に配慮しながらさらなる収納率向上に努めること

一、財政調整基金の適切な額の確保に努めること

一、年間を通じた資金収支の見通しを明らかにし、適正な執行に努めること

一、財政運営（ヤリクリ大作戦）の実態を検証し、明確にすること

一、予防医療の推進のため、和光市内開業医との意見交換の場を設けること

一、国から交付された雇用対策費は、就労者の安定した生活を支えるため、最大限の活用を図ること。また、事業の発注に当たっては、雇用対策の趣旨を踏まえ事業所を選定すること

一、基金等の管理については、確実に有利な方法で行うために金融機関の選定などさらなる工夫に努めること

# 和光市議会基本条例(素案)に対するパブリックコメント・説明会を実施し、同条例(案)をまとめました



和光市議会は、二代表制の確立とともに、市民に開かれた議会、権能を発揮する議会を目指して、議会運営に関する基本的な取り組みを定めた議会基本条例の素案を作成しました。

7月6日～26日に和光市議会基本条例(素案)に対するパブリックコメントを実施、また7月19日に市民の方に説明会を実施しました。その後、議会運営委員会で、提出された意見の検討を行い、基本条例(案)を作成しました。

パブリックコメント		説明会の意見	
意見の提出者数	7名	坂下公民館	27件
意見の提出件数	42件	中央公民館	28件

## 和光市議会基本条例(案)

地方自治制度の二代表制の下において、議会は、市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、市民の多様な意見を的確に把握し、市の意思決定機関として負託にこたえなければならぬ。

この責務を遂行するため、すでに和光市議会は、本会議一般質問における一問一答方式の導入、和光市議会議員政治倫理条例の制定等、さまざまな議会改革を積極的に進めてきたところである。

和光市の地理的、社会的特性に起因する諸課題に対応するため、議員一人ひとりがその責務と役割を自覚し、研さんに努めるとともに、市長等との緊張関係を保持しながら、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、議会の権能を発揮することにより、政策立案、政策提言のできる議会を目指し、もって市民福祉の向上に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

### 第1章 総則

**第1条 (目的)** この条例は、議会活動及び議会運営に係る基本事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

### 第2章 議会及び議員の責務と活動原則

#### (議会の責務と活動原則)

**第3条** 議会は次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性を確保し、透明性及び信頼性を高めることにより、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会に対する市民の関心が高まるよう努めること。

#### (議員の責務と活動原則)

- 第4条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
- (1) 議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を充実させること。
  - (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動すること。
  - (3) 議員は、個別的な事案の解決だけにとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

### 第3章 議会と市民との関係

#### (議会と市民との連携)

- 第5条** 議会は、積極的にその有する情報を市民と共有を図るため、討議内容及び議決事件を説明するものとする。
- 第6条** 議会は、本会議、委員会、全員協議会を原則公開とする。
- 第7条** 議会は、議会報告会等、市民との意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の機会の拡大を図るものとする。

**第4条** 議会は、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者等から意見を聞くよう努めるものとする。ただし、陳情は、その内容が請願に適合するものに限る。

### 第4章 議会と行政の関係

#### (議会及び議員と市長等との関係)

- 第6条** 議員が質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明確にするよう努めるために、一般質問においては、一問一答の方式により行うことができる。
- 第7条** 議会及び議員は、市長等との緊張関係を保持しながら、議会審議に臨まなければならない。
- 第8条** 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、当該質疑又は質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための質問をすることができ、市長による政策の形成過程の説明を行うことができる。

#### (市長による政策の形成過程の説明)

- 第7条** 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等の背景と経緯
  - (2) 検討した他の政策案の内容
  - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
  - (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
  - (5) 関係ある法令及び条例等
  - (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
  - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
  - (8) 市民参加の実施の有無と内容
- (予算及び決算における政策説明)
- 第8条** 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

#### (市民参加の実施の報告)

**第9条** 議会は、市長等が和光市市民参加条例(平成15年条例第26号)の定めるところにより市民参加を実施しようとするときは、当該市民参加の目的及び概要について、市長等に対し事前に報告を求めるとする。

**第10条** 市長等は、前項の規定により報告した内容に変更等が生じたときは、速やかにその内容を議会に報告しなければならない。

### 第5章 政務調査費

#### (政務調査費)

**第10条** 政務調査費に関しては、和光市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月27日条例第10号)に定めるところにより適正に執行しなければならない。

**第11条** 政務調査費の収支報告書、会計帳簿等については、積極的に公表するものとする。

### 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

#### (議会事務局の機能強化)

**第11条** 議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。

**第12条** 議会は、議員研修の充実を図るものとする。

**第13条** 議会は、議会の活動及び議論の内容について、市民に対し適時に周知するものとする。

**第14条** 議会は、周知に当たっては、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう多様な広報手段を活用するよう努めるものとする。

### 第7章 議員の身分・待遇及び政治倫理

#### (議員定数)

**第14条** 議員定数は、和光市議会議員定数条例(平成14年12月9日条例第35号)(以下「定数条例」という。)に定めるところによる。

**第15条** 定数条例の改正に当たっては、広く市民の意向を把握した上で、定数を検討するものとする。

**第16条** 定数条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

#### (議員報酬)

**第15条** 和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年10月1日条例第29号)の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

### 第8章 議会に関する他の条例との関係及び見直し手続

#### (議会に関する他の条例との関係)

**第16条** 議員の政治倫理は、和光市議会議員政治倫理条例(平成14年12月9日条例第36号)に定めるところによる。

**第17条** この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

#### (見直し手続)

**第18条** 議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されていないかどうかを検討するものとする。

**第19条** 議会は、前項による検討の結果、必要があると認められる場合は、必要な措置を講ずるものとする。

### 附則

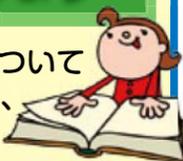
この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

## 和光市議会基本条例(案) 報告会を開催します

和光市議会基本条例(案)についての報告会を開催します。当日、直接会場へお越しください。

- 日時 11月6日(土)14:00~16:00
- 場所 中央公民館会議室1(2階)

※パブリックコメントの検討結果の公表は、議会事務局、図書館、行政資料コーナー、和光市議会ホームページより閲覧することができます。



# 議案の結果 平成22年9月定例会

今定例会で審議された議案の採決結果です。  
報告・専決処分の承認・人事案件は除きます。

○:賛成 ×:反対

市長提出議案	会派名	緑風会	日本共産党	公明党	新しい風	和光市民ネット	民主党	社会民主党	議決結果
第四次和光市総合振興計画基本構想を定めることについて									継続審査
和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて		○	×	○	○	○	○	×	原案可決
和光市民文化センターの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
和光市総合児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
和光市下新倉児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
和光市新倉児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
和光市南児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
諏訪保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
新倉保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
白子保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
南保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
北原保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
本町保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
広沢保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決

市長提出議案	会派名	緑風会	日本共産党	公明党	新しい風	和光市民ネット	民主党	社会民主党	議決結果
下新倉保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
南地域センター保育クラブの管理を行わせる指定管理者の指定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
市道路線の認定について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第2号)		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度埼玉県和光市老人保健特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成22年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
平成21年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について		○	×	○	○	○	○	×	認定
平成21年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		○	×	○	○	○	○	×	認定
平成21年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		○	×	○	○	○	○	×	認定
平成21年度埼玉県和光市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		○	○	○	○	○	○	○	認定
平成21年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		○	×	○	○	○	○	×	認定
平成21年度埼玉県和光市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		○	×	○	○	○	○	×	認定
平成21年度埼玉県和光市水道事業決算の認定について		○	○	○	○	○	○	○	認定

## 第四次基本構想審査特別委員会 市民説明会を開催します



第四次基本構想審査特別委員会で審査した内容について市民説明会を開催します。  
当日は直接会場へお越しください。

- 日時 11月13日(土)13:30から
- 場所 市役所5階 502会議室

### 市議会議員会派構成

緑風会	堀文雄	栗原次男
	田中貴和子	齊藤秀雄
日本共産党	佐久間美代子	吉田けさみ
	熊谷二郎	上野君子
公明党	阿部かをる	山口慶子
	村田富士子	齊藤克己
新しい風	須貝郁子	井上航
	西川政晴	
和光市民ネット	荻野比登美	並木修二
民主党	菅原満	
社会民主党	山本軍四郎	
議長	野口保(会派に属せず)	

### 聴覚障害のある方へ

本会議の傍聴を手話通訳、要約筆記でどうぞ  
耳の不自由な方で本会議の傍聴を希望される方には、手話通訳者または要約筆記者を手配することができます。(派遣費用は無料です)  
傍聴をご希望の方は、あらかじめ議会事務局庶務担当へご連絡ください。  
■FAX番号 463-2835  
■Eメール i0100@city.wako.lg.jp

### 編集委員会

- 委員長 齊藤克己
- 副委員長 吉田けさみ
- 委員 並木修二 齊藤秀雄  
井上航  
山本軍四郎 菅原満

### 12月定例会の開催予定

12月	2日(木)	本会議開会
	7日(火)	議案質疑
	8日(水)	常任委員会
	9日(木)~15日(水)	一般質問
	17日(金)	本会議閉会

※正式な日程は11月30日(火)開催の議会運営委員会で決定する予定です。  
※請願・陳情の締め切りは11月29日(月)15:00の予定です。  
詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。☎424-9108

👁️ 目の不自由な方のために、市議会だよりを朗読録音したカセットテープを貸出しています。希望する方は、総合福祉会館(☎452-7600)までご連絡ください。